

# 令和3年8月からの制度改革について

介護保険法施行令等の一部改正により、令和3年8月から次のとおり制度が改正されますのでお知らせします。

## 1. 施設を利用したサービス費用（食費）の変更

施設を利用した際の、1日当たりの食費の基準費用額が1,392円から1,445円に変更されます。

## 2. 施設を利用した際の「食費」、「居住費等」の利用者負担の軽減制度における利用者負担段階、食費の負担限度額及び預貯金等の基準の変更

低所得の人が申請し認められた場合の利用者負担段階について、第3段階が2つに区分され食費の限度額が変更されます。あわせて、第2段階のショートステイの食費の限度額についても変更されます。また、助成要件となる預貯金等の基準が段階別に変更になります。

### ■負担限度額（1日につき）（赤字部分が変更箇所）

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者  ・生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	令和3年7月まで 390円 令和3年8月から 600円
第3段階	令和3年7月まで 本人及び世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階が第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円
	令和3年8月から 第3段階① 本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
	第3段階② 本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

### ■預貯金等の基準

令和3年7月まで

預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円以下

令和3年8月から

- ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円以下
- ・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円以下
- ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円以下
- ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円以下

### 3. 高額介護（予防）サービス費の上限額の変更

同じ月に利用した介護サービスの自己負担が一定の限度額を超えたときに支給される「高額介護（予防）サービス費」の上限額のうち、「現役並み所得者」区分が細分化され、上限額が変更されます。

#### ■利用者負担の上限（1か月）

令和3年7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
●現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、単身世帯の場合は年収383万円以上、2人以上の世帯は年収520万円以上の場合	44,400円
●一般	44,400円
●住民税非課税等	24,600円
●合計所得金額※及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者等	15,000円（個人）



令和3年8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
●課税所得690万円以上 (年収約1,160万円以上)	140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満 (年収約770万円以上約1,160万円未満)	93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満 (年収約383万円以上約770万円未満)	44,400円
●一般	44,400円
●住民税非課税等	24,600円
●合計所得金額※及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者等	15,000円（個人）

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。税制改正に伴う給与所得控除及び公的年金等控除の10万円引き下げについては、令和2年中以降、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額（0を下回る場合は0）を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

対象となる方には、後日市から「高額介護サービス費等支給申請書」を送付します。必要事項を記入の上、高年介護課まで提出してください。